

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	地域福祉課	整理番号	35
許認可等の種類	補装具の購入又は修理に要する費用の支給			
根拠法令条例等・条項	戦傷病者特別援護法第21条第4項			
許認可等の概要	公務上の傷病により、政令で定める程度の障害の状態にある戦傷病者について、必要があると認めるときで、補装具を支給し、又は修理することが困難であると認められるときは補装具の購入又は修理に要した費用を支給することができる。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 * (法令等の規定において言い尽くされているため。) [参考] 戦傷病者特別援護法第21条第1項 公務上の傷病により、政令で定める程度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、中枢神経障害、肢体不自由その他政令で定める障害の状態にある戦傷病者について、必要があると認められるときは、その者の請求により、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いす、その他の補装具を支給し、又は修理することができる。</p> <p>戦傷病者特別援護法第21条第4項 補装具の支給又は修理が困難であると認められるときは、補装具の支給又は修理に代えて、補装具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。</p> <p>公務上の傷病について……戦傷病者特別援護法第2条第2項各号に規定する負傷又は疾病(同法同条第3項から7項に規定されるものとみなされる場合も含む) 政令で定める程度の障害……戦傷病者特別援護法施行令第9条第2項及び同施行令別表</p> <p>詳細については、戦傷病者補装具給付実施要領(昭和54年4月1日付け54厚第51号)による</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	2週間以内			
期間の制定根拠	戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領、政府契約の支払遅延防止等に関する法律			